

平成 31 年 4 月 11 日

長野県教科用図書選定審議会長 様

長野県教育委員会

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する指導・助言  
または援助の内容について（諮問）（案）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条  
の規定により、下記事項について御審議願います。

#### 記

- 1 次の教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料について
  - (1) 小学校用教科書
  - (2) 「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科書
  - (3) 特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書
  
- 2 次の教科用図書の選定図書に対する意見聴取について
  - (1) 県立特別支援学校小学部において使用する小学校用教科書
  - (2) 県立中学校及び特別支援学校中学部において使用する「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科書
  - (3) 県立特別支援学校小・中学部において教科用図書として使用する一般図書